

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(1月分)

(1) 問い合わせ件数

平成18年1月1日～平成18年1月31日

41 件
*うちBSE関係 10 件

(2) 内訳

| | |
|-----------|------|
| 食品安全委員会関係 | 17 件 |
| 食品の安全性関係 | 11 件 |
| 食品一般関係 | 12 件 |
| その他 | 1 件 |

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q. 食品安全委員会が設置されて、それまでの食品安全行政と大きく変わった点について教えてください。

A. 平成13年9月の我が国初のBSEの発生等、食品の安全に関わる問題が相次いで発生したことから、食品安全行政のあり方について調査検討が行われ、その結果平成15年7月に食品安全基本法が施行され、同法に基づいて内閣府に食品安全委員会が設置されました。

食品安全委員会の設置以前は、リスク評価とリスク管理の両方の機能が区別されずに、厚生労働省や農林水産省において一体として実施されてきました。しかし、食品安全委員会の設置により、リスク管理機関から独立した機関で専門家によって科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価（食品健康影響評価）が行われることになり、このリスク評価の結果に基づいてリスク管理が行われるようになりました。（食品安全基本法第11条・第12条参照）

また、食品安全委員会の調査審議やリスク評価の結果は原則として公開され、必要に応じて意見交換会が開催されるなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）が促進されることにより食品の安全性の確保に関する施策が策定される一連の過程の公正性及び透明性が確保されることになりました。（同法第13条参照）

食品安全委員会の主な役割は、常に内外の事故や研究成果、食中毒などの危害情報にアンテナを張り、情報の収集・分析を行いながら食品の安全性について科学的・客観的な評価を一元的に行うとともに、リスク評価の結果に基づきリスク管理機関が講じる施策の実施状況をモニタリングすることです。(同法第 23 条参照)

食品安全基本法についてはホームページ
(<http://www.fsc.go.jp/hourei/index.html>)に掲載しておりますのでご参照ください。

【食品の安全性関係】

Q. 米国・カナダ産牛肉の輸入が再開されて約 1 ヶ月で特定危険部位であるせき柱の混入が見つかり、輸入手続が一時停止されましたが、食品安全委員会としては、今後どのように対応していくのですか。

A. 食品安全委員会では、米国・カナダ産牛肉及び内臓に関する食品健康影響評価について平成 17 年 12 月 8 日付けで、評価結果を厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)に通知しました。その通知においては、米国・カナダ産牛肉等の輸入を再開する場合には、輸出プログラムの遵守の確保及び遵守状況の検証結果について、食品安全委員会への報告を求めるとともに、国民に対しても十分な説明を行うべきとしています。

平成 18 年 1 月 20 日、輸入時に米国から到着した牛肉の中にせき柱を含む子牛肉が確認された件については、同月 26 日の食品安全委員会会合において、リスク管理機関から、全ての米国産牛肉等の輸入手続を停止し、米国政府に対して、その原因究明と再発防止を求めている旨の報告を受けました。

食品安全委員会としては、今後とも、本件についての原因究明とその再発防止策の内容やそれを受けての両省の対応状況について逐次報告を求めつつ、食品の安全性の確保に尽くしてまいります。